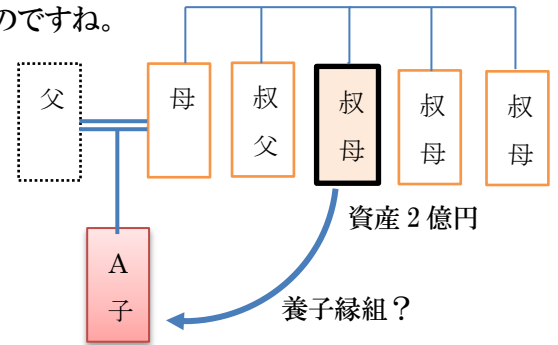


本当にあった相続事例① 養子縁組vs遺言

53歳の女性のA子さんからの相談です。この女性のお母さんには4人の兄妹がいます。全員戦前生まれで80歳代～90歳代。この時代は、兄弟姉妹が多かったのです。そのうちの90歳の叔母さんには子供もいなくて、資産が2億円あります。

叔母さんの資産

現預金	1億円
不動産	1億円
合計	2億円



この叔母さんには子供もいないので、姪のAさんが資産を相続したいと相談にきたのです。彼女は、この叔母さんの養子になればいい、と考えていました。でもちょっと待ってください。養子縁組をすると税負担が重くなってしまいます。

まず現状の税額は

叔母さんには子供もなく、兄弟姉妹が4人いますので、現状では法定相続人が4人います。つまり基礎控除が3,000万円+600万円×4人=5,400万円となります。

もしAさんがこの叔母さんと養子縁組すると、法定相続人はA子さん一人となり、基礎控除は3,600万円となります。税額の違いは2,120万円が4,860万円と倍以上です。

	法定相続人4人の場合	法定相続人1人の場合
相続財産	20,000 万円	20,000 万円
基礎控除	△ 5,400 万円	△ 3,600 万円
課税遺産	14,600 万円	16,400 万円
一人当たり課税遺産	3,650 万円	16,400 万円
一人当たり税額	530 万円	4,860 万円
合計税額	2,120 万円	4,860 万円

ただ、A子さん及び兄妹には、相続税額の2割加算があります。相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

では遺言ならどうか？

もし叔母さんが姪のAさんに、全財産を残す、と遺言を書いたらどうでしょうか。他の兄弟姉妹には、遺留分減殺請求権はありませんので、全財産をAさんに遺贈しても法的には問題はありません。ただし、当事者間で後で仲が悪くならないように、事前によくご相談をすることも大事です。